

**文系人材の高度化の潮流**

国家公務員試験は  
すでにシフト済み。  
自治体組織も採用意欲向上中  
自治体も対応が急務

**平成24年度～**

国家公務員試験が改革され、総合職に「法務職」「大学院卒」レベル枠が設けられました。

**法務職**

司法試験合格後に採用し、司法修習に行かないことが想定されている採用枠。

**大学院卒**

司法試験に合格していない法科大学院修了生を主たるターゲットとした採用枠。

+++++  
国家公務員、自治体組織での積極的な採用が進み始めた今、これまで自治体職員を選んでいた者も、国家公務員や都会の自治体組織へ進路変更する事例も増えています。

特に、法科大学院修了者の積極採用を進めている自治体組織との間で文系人材の質に大きな差がつつあります。

**自治体の活力アップは、喫緊の課題**  
将来有望な技能とマインドを身につけた法科大学院修了者の採用は、人材の高度化、早期の業務の質の充実につながります。

**地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員**

※注①② (2015年4月7日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	人数(人) / うち 任期付き※注③		
弘前市(青森県)	1	1	
岩手県	1	1	
宮古市、山田町(岩手県)	2	2	
宮城県	1	1	
石巻市、気仙沼市、東松島市(宮城県)	3	3	
福島県	1	1	
郡山市、相馬市、南相馬市、浪江町(福島県)	4	4	
栃木市、小山市(栃木県)	2	2	
沼田市(群馬県)	1	0	
さいたま市、川越市(埼玉県)	2	2	
千葉県	3	1	
流山市(千葉県)	1	1	
東京都	10	4	
特別区人事・厚生事務組合(東京23区)	4	2	
町田市、国分寺市、国立市、多摩市、(東京都)	4	4	
神奈川県	1	1	
逗子市、厚木市(神奈川県)	2	1	
新潟県	1	1	
新潟市(新潟県)	1	1	
富山市(富山県)	1	1	
長野県	1	0	
岐阜市(岐阜県)	1	1	
名古屋市、春日井市、豊田市(愛知県)	4	4	
三重県	1	1	
松阪市、名張市、多気町、南伊勢町(三重県)	4	4	
京都市(京都府)	1	0	
大阪市、堺市、高槻市、茨木市、寝屋川市、松原市、大阪狭山市(大阪府)	13	9	
兵庫県	2	0	
姫路市、明石市、伊丹市(兵庫県)	9	9	
和歌山県	1	1	
和歌山市(和歌山県)	1	1	
鳥取県	1	0	
岡山市(岡山県)	1	0	
福山市(広島県)	2	2	
山口県	1	1	
長門市(山口県)	1	0	
小松島市、阿南市(徳島県)	2	2	
高松市(香川県)	1	1	
北九州市、福岡市、古賀市、糸島市(福岡県)	5	5	
長崎市(長崎県)	1	1	
宮崎県	1	0	
鹿児島市、南さつま市(鹿児島県)	2	2	
<自治体数 計 72>	総 計	102	78

【注】  
 ※注①. 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査から得られた任期付職員及び任期の定めのない職員数。  
 ※注②. 内訳は、弁護士登録者(62名)・採用に伴う登録取消者(25名)・司法修習終了後の未登録者(15名)。  
 ※注③. 人数欄の右側の数値は、任期付職員の人数(内数)。

ダウンサイズする社会で  
“ひとりの力”が問われる  
自治体業務

幅広い法的基礎知識と実務を学んだ  
**法科大学院修了者は**  
**！！使える！！**



<http://lskyokai.jp/>  
**法科大学院協会事務局**  
 〒103-0025  
 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10  
 公益社団法人商事法務研究会 内  
 TEL: 03-5614-5654  
 E-mail: jals@ab.inbox.ne.jp

## 多様化する

## 自治体の課題の増加

### ◇ 教育現場でのトラブル増加

事故等に係る訴訟の増加や、生徒・保護者のニーズに伴い、法的な対応が求められる状況が増えています。

### ◇ 児童虐待などの迅速な対応

児童虐待の通告を受けて立入調査や職権保護等を行うに当たり、被害を最小限に防ぐために、迅速かつ的確に法的判断をして適切な対応が求められます。

### ◇ 地方分権改革による政策・対応の転換

法令との整合性重視の従来型法務ではなく、地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定の検討や、それぞれの自治体に独自の公共的課題に対し、実情に則して法を能動的に活用していく必要があります。



以上のような多々の課題、情報公開制度の浸透や住民の権利意識の変化等に伴い、今後さらに対応を求められる自治体にとって、その場で迅速に法的な対応が必要となる場面が増えており、新たな組織体制の構築と高い法務能力を備えた人材の確保・育成が急務です。

2014年、行政不服審査法が全面改正され、自治体における法的素養を有する職員のニーズが高まっています。

地方自治体が当事者となる紛争でも、迅速・機動的かつ効率的に対応するには、一定の経験を有する法曹有資格者が職員となって、顧問弁護士に相談する前段階の検討を行い不服申立てのほか、軽微な訴訟等は職員で対応できる体制作りが求められます。

## ～法科大学院修了者の活用

法科大学院修了者の採用による  
人材の高度化の推進を

### 法務のスペシャリスト、 自治体内弁護士として活躍！

法務戦略やコンプライアンスはもちろん、法務以外の部門やプロジェクトでも能力を発揮し、通常の職員や任期付き公務員の形態で、即戦力として活用する自治体も増えています。

自治体法務7年の経験と所定の研修により弁護士登録が可能となります。司法研修所に行かずに職を求めている人材の活用も検討に値します。

なお、国家公務員試験総合職（法務職）は、この形の採用方式を採っています。

### 法律知識を併せ持ち、 法務以外の部門でも多動的に活躍！

法務だけではなく、高度なレベルでの学修経験と現場での経験やさらなる研鑽により、様々な部門での活躍を期待できます。

### +++++ 自治体からの声

法科大学院修了者を採用した経験のある自治体の多くが、今後も採用したいと答えています。

採用経験のある自治体では、当初から法的リサーチ能力や問題発見能力が高いことや、実務の現場で、短期間で経験のある担当者にキャッチアップする点が高く評価されています。

## 法科大学院でのカリキュラム

### 自治体法務に役立つ幅広い法務教育

●必修科目の広さ（知識の幅）と理解の度合（質）が違います。

必修科目としての憲法・行政法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法に加え、選択科目として、環境法・労働法・租税法・経済法等を徹底して学びます。

幅広く法的素養を備え、複雑な行政法も必修科目なので、政策法務から市民トラブルへの対応に至るまで対応できる有為な人材の育成に力を注いでいます。

●カリキュラム設定では・・・

自治体での実務を想定した科目を開講している法科大学院もあります。

自治体内弁護士や自治体法務・立法担当部門としての対応を想定した問題設定での授業が展開されています。

●自治体職務経験者教員の起用・・・

自治体での経験を積んだ教員が担当する授業、自治体の実務の第一線を経験した者の発想や取り組み、経験等を踏まえ、実践的な授業を展開する法科大学院もあります。

+++++

法科大学院志願者の中には、自治体で活躍したいという者が着実に増えています。

就職動向調査でも、既に多くの修了生が自治体で働いています。